

豊橋市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月1日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
建設部	道路建設課	05-16	指摘事項	道路改良事業（大岩町・小松原町55号線）取得用地登記業務において、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会を代理人として不動産に関わる権限を委任しているが決裁が確認できなかったため、適正な事務処理をされたい。	不動産に関わる権限を委任する決裁について、令和6年1月から支出負担行為決裁書の備考欄に、嘱託登記の委任についての起案文を明記して決裁を行うように改善し、課内で周知徹底を図った。	R6.3.29
		05-16	意見	豊橋市工事請負契約約款第29条（不可抗力による損害）2項から5項に基づく通知及び協議を口頭により処理していた事例が見受けられたので、協議に当たってはその履行を確認できるよう書面で行い、適切な事務処理に努められたい。	今回指摘を受けた事項については、口頭でのやり取りを書面にて整理し、今後、受注者との協議については、当初より書面で行うように令和6年1月に行った課内会議において周知を図った。 また、本件を受けて、同会議において豊橋市工事請負契約約款についての勉強会を開催し、再確認した。	R6.3.29
		05-16	意見	路線測量調査設計委託業務などの仕様書において、配置技術者の資格要件が示されていないものや不明瞭なものが散見されたので、配置技術者の資格要件について改めて精査し、明確に示すなど適切な仕様書の作成業務に努められたい。	配置技術者の資格要件の表現については、令和6年1月に行った課内会議において、同様な業務について仕様書の表現の統一を図るとともに、応札者に誤解を招くような表現にならないよう、課内で周知を図った。	R6.3.29
	建築指導課	05-16	意見	豊橋祇園祭観覧用栈敷の建築基準法の申請に係る審査業務において、申請書に申請対象が明確に記載されておらず、必要事項の記載漏れなどが散見されたので、正確な申請書による適切な審査業務に努められたい。	申請者に対しては、記載漏れ等が無い正確な申請書を提出するよう令和6年1月29日の対面会議等にて指導・協議を行いました。 職員に対しては、提出された申請書の記載内容等を確認し、適正な審査をするよう、令和6年3月29日の課内会議にて周知徹底しました。	R6.4.1
		05-16	意見	通報等により毎年数十件の違反等が覚知されているが、過去3年間においては、約3割に当たる案件が初動の対応のみとなっており、是正に至っていない。違反の是正に至っていない案件については、過去の案件も含め、定期的に状況を把握し、適切な指導に努められたい。	通報等の台帳を苦情と違反に分類し、違反に対しては、違反建築物適正化マニュアルののっとり、違反建築物等重大性の判定表と違反建築物等指導方針をまとめた台帳として令和6年3月に整備しました。 台帳に基づき定期的に状況確認を行い、必要な指導に活用していくことを令和6年3月29日の課内会議にて周知徹底しました。	R6.4.1
	住宅課	05-16	指摘事項	旧城山住宅除草業務その1の仕様書において、「資源化センターの投入料については実績に基づき支払うものとする。」とされていたが、実績払いの基となる予定投入料が示されていないにもかかわらず、精算がされていた。委託料の精算に当たっては、精算金額が正しく判断できるよう適正な契約事務をされたい。	除草業務に係る仕様書の見直しを行い、予定投入量及び投入料金単価を仕様書に記載することを、令和5年12月28日の課内会議にて職員に周知した。	R6.3.29
		05-16	意見	旧城山住宅除草業務その1において、契約規則第52条の2による契約締結前公表の申請方法を「口頭による」としているが、口頭による申請の記録がないので、記録の残る「申請書の提出による」などとし、適切な事務処理をされたい。 また、仕様書に「業務中の安全対策については、必ず発注者と事前に協議する。」とあるが、協議は口頭で行っていた。協議に当たっては、その履行を確認できるよう書面で行い、適切な事務処理に努められたい。	契約締結前公表の申請方法を「申請書の提出による」に改めること、安全対策に関する書類の提出を受託者に求め、書面による協議を行うこと、以上2点について令和5年12月28日の課内会議にて職員に周知した。 来年度以降の業務については、書面による協議を行う旨を仕様書に明記することとし、令和6年3月27日の課内会議にて職員に周知した。	R6.3.29
		05-16	意見	西口住宅1号棟ポンプ室加圧給水ポンプ修繕において、納品書の写真に記載されている番号と仕様書に記載されている部品番号が異なっていた。また、旧城山住宅除草業務その1及びオノ神住宅アスベスト分析等調査業務において、異なる場所に同じ写真が使用されていた。業務の履行確認に当たっては、報告書を十分に確認し、適切な事務処理に努められたい。	報告書の確認について、写真確認の要点を整理した資料を作成し、それに基づいた確認を行うことで再発防止に努めることを令和6年3月27日の課内会議にて職員に周知した。	R6.3.29

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
都市計画部	都市交通課	05-10	指摘事項	路線バス等運転士確保支援事業面接対策等委託業務は、個人情報を取り扱う業務であるが、請書に個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。令和3年度の定例監査結果の意見を受けて措置通知を提出したにもかかわらず、再度の不備が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。	個人情報保護への対応として、委託業務仕様書内に「委託業務に関して知り得た事業者の企業情報及び求職者の個人情報等について、業務完了後も守秘義務を遵守すること。」と記載することで、これを遵守させていたが、今後より適切な事務を行うため、請書においても個人情報取扱特記事項を確実に添付するよう令和5年12月1日付書面により課内周知を行った。	R6.3.28
		05-10	意見	路線バス等運転士確保支援事業面接対策等委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。	本事業については、交通業界が他業界に比べ人材確保が難しい特有の実情を抱えている中で、地域の交通の実情への理解やこれまで採用に繋げてきた実績を考慮し、一者随意契約により委託契約を行ってきたが、今後より適切な事務を行うため、令和6年度予算において、執行科目を報償費に変更した。	R6.3.28
		05-10	意見	公共交通全体の利用者数は、令和2年度以降大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行され行動制限等がなくなり回復の傾向が見られるものの、新たな生活様式の定着により、人流がコロナ前に戻らない可能性が示唆されている。 こうした状況を踏まえ、今後、実情に即した運用の見直しを行うなど、効率的・効果的な事業の推進に努められたい。	利用者の動向については、各地区において都市交通課、交通事業者及び地域運営団体（以下、「3者」という）の間で毎月情報共有を行い、利用者拡大に向けた利用促進策やルート見直し等に取り組んでいるところである。 特に、運行基準を下回っている北部地域の「柿の里バス」については、令和5年度は毎月のバスニュースの発行に加え、計4回（7～8月、9月、11月、3月）ツアーイベントを実施するなど、周知、利用促進を徹底した。また、豊川市延伸を含む生活実態にあわせた大幅なルート見直しを実現するため、3者による検討委員会を月1～2回開催し、改編案をとりまとめ、令和6年6月の豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に諮り、ルート改編を実施していくことを決定した。 一方で、今後、社会状況等の実情に合わせ制度・運用そのものの見直しも検討すべきと認識しているが、いずれにおいても、法律の規定に基づき設置している豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、本市公共交通の在り方を定例的に議論していく中で、適切に判断をしていく。	R6.3.28

令和2年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	障害福祉課	02-15	指摘事項	<p>令和2年度とよはし総合相談支援センター運営事業(統括相談員)委託業務等において、一体として運営されるべき業務を複数の業務に分割して委託したことにより、業務内容等が重複して一部が履行されておらず、また、業務間の連携も図られない状況となっているので、業務内容の整理を行い、適正に運営することができるよう契約方法の見直しをされたい。</p> <p>また、支出負担行為決裁書における債権者名と契約者名が異なる事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>令和3年度からとよはし総合相談支援センター運営事業(統括相談員)委託業務、とよはし総合相談支援センター(相談員)委託業務、豊橋市障害者虐待防止事業委託業務等において、業務内容の重複について整理・見直しを行い、その内容を反映させた仕様書により契約を行った。</p> <p>また、とよはし総合相談支援センター運営事業のみでなく、市の相談支援事業全体の見直しを令和3～4年度に行い、令和5年9～10月にプロポーザル方式により事業者を決定し、令和6年1月より新体制で事業を実施している。</p> <p>支出負担行為決裁書における債権者名と契約者名が異なる事例については、令和3年度から契約者名と同一の債権者登録の債権者名で支出負担行為決裁書を作成している。</p>	R6.3.28